



第 1 章 計画の策定にあたって



我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25～44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は緊急の課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

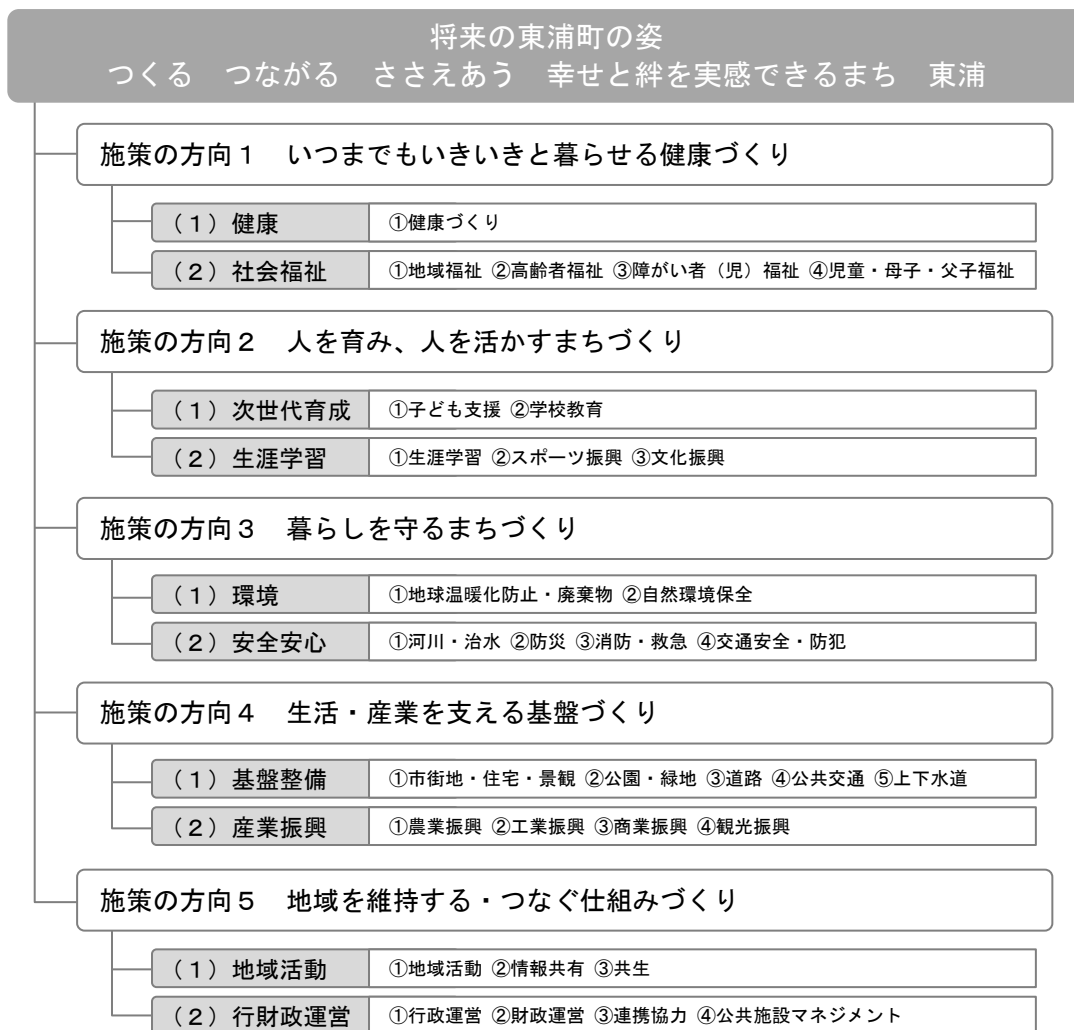
また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本町においては、『子ども・子育て支援法』に基づき平成27年3月に『東浦町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成30年度に策定した「第6次東浦町総合計画（計画期間2019～2038年度）」では、将来の東浦町の姿「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現に向けて、「1 いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり」、「2 人を育み、人を活かすまちづくり」、「3 暮らしを守るまちづくり」、「4 生活・産業を支える基盤づくり」、「5 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり」の5つの施策の方向を掲げています。部分別計画「社会福祉」における「児童・母子・父子福祉」、「次世代育成」における「子ども支援」等の施策を中心に、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりや切れ目のない子ども支援を進めています。

【 第6次東浦町総合計画 】



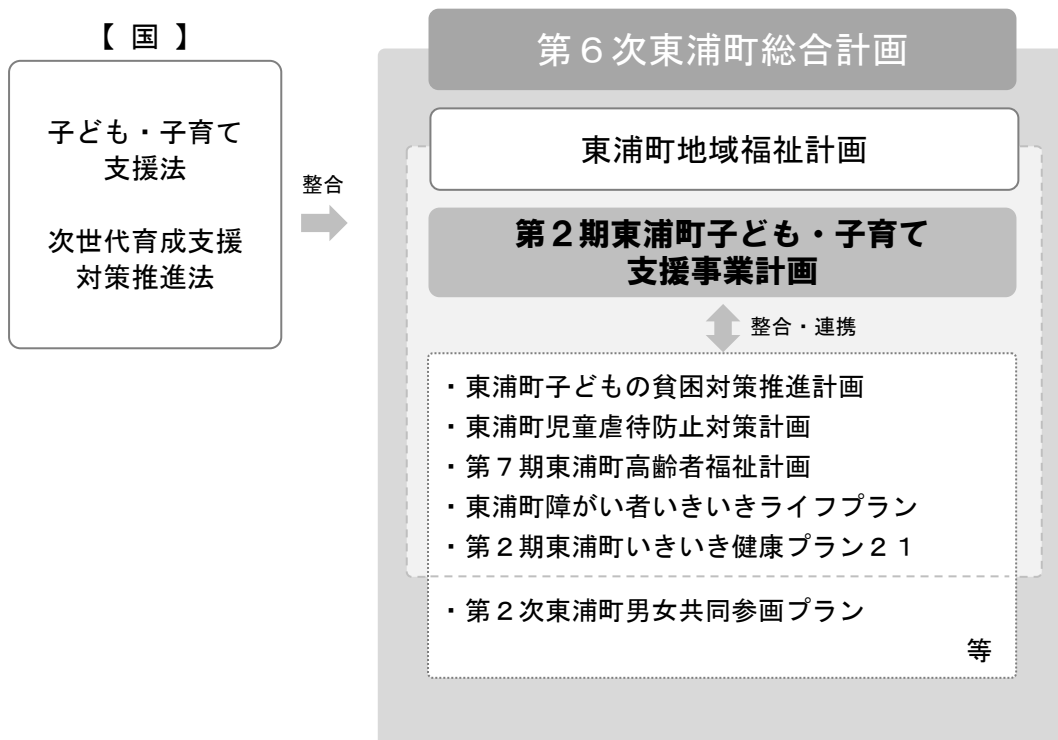
また、『東浦町子ども・子育て支援事業計画』に基づき、「のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち」を基本理念として、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図るよう、様々な取り組みを進めています。

この度、『東浦町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第6次東浦町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 住民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

東浦町在住の未就学児童（0歳～5歳）を800人無作為抽出

② 調査期間

平成30年12月7日～平成30年12月25日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
東浦町在住の未就学児童	郵送による配布・回収	800通	436通	54.5%

(2) 東浦町子ども・若者会議による審議

計画の策定にあたり、子育て世帯等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、住民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東浦町子ども・若者会議」を設置し、計画の内容について協議しました。



(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月～令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。